

水質第1課
ダイオキシン類分析委託

仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

建設リサイクル法	
☐ 適用	☒ 適用外

1 総則

(1) 疑義

本仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- ア 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。
- イ 品質管理に伴う各種の試験及び検査に必要な費用。
- ウ 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。
- エ 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。
- オ その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- ア 受注者が発注者の指示に従わないとき。
- イ 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
- ウ その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 提出書類

受注者は、次の書類を局職員の指示に従い、提出しなければならない。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ア 労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険） | 1 部（提示可） |
| イ 完成通知書 | 2 部 |
| ウ 完成図書（作業報告書） | 1 部 |
| エ 産業廃棄物関連書類（対象となる場合） | 1 部 |

(9) 社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係

成立を証明する書類を提出（提示）しなければならない。

(10) 水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給箇所については制限があるものとする。また、支給を受けるに当たって、受注者は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給を止めることができる。

(11) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

(12) 保護養生

受注者は、作業の実施に当たり、既施設を汚損、損傷を与えるおそれがあるとき又は、落下物のおそれがあるときは、適切な保護養生を行わなければならない。

(13) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

ア 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

イ 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

ウ 作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

エ 発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。

オ 作業の履行中に事故が発生した場合、直ちに局職員に連絡するとともに、局職員が指示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

(14) 環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正建設省経機発第58号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、作業計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(15) 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び完成期限の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(16) 測定

ア 受注者は、仕様書等に従い測定を行うときは、校正有効期限内の測定機器を用い、測定機器名、測定者、校正有効期限及び測定を行った日付等を併せて報告しなければならない。

イ 受注者は、測定機器について国家標準につながる校正を行ったことを示す証明書を報告書に添付しなければならない。

(17) 支給材料の取扱い

発注者から支給する材料は、仕様書等に定められたとおり使用しなければならない。

なお、支給品は受注者の責任において管理し、管理不十分のため使用不能となった場合には、受注者の負担とする。

(18) 材料の規格

使用材料は、全て、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）などに適合しなければならない。また、JIS相当品など同等又はこれより適格な材質のものがあれば局職員の承諾を得て、使用することができる。

(19) 産業廃棄物

作業において発生した産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分しなければならない。また、当該廃棄物については、電子マニフェスト又は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）により適正に処理されていることを確かめるとともに局職員に原本を提示し、確認を受けること。

なお、最終処分が完了したことの証明が完成検査の日までに間に合わない場合は、「マニフェスト提示誓約書」を提出すること。

(20) 契約不適合責任

ア 完成検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、整備目的物に欠陥・不備が発見されたときは、発注者が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。

なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。

イ 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

(21) 資材・労務等の調達

本作業に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めなければならない。

2 作業概要

本分析委託は、原水 1 箇所、浄水 1 箇所の試料を採水し、ダイオキシン類の濃度を測定するものである。

なお、本仕様書中のダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称をいう。

3 作業場所

水質管理センター水質第 1 課 他

作業場所詳細一覧

京都市東山区栗田口華頂町 3 番地	水質管理センター水質第 1 課
大津市観音寺3-3	第 2 疏水取水口

4 完成期限

令和 9 年 1 月 2 9 日とする。

5 資格要件

受注者は水道法第20条第3項による登録機関であること。

6 作業内容

(1) 分析対象及び採水場所

ダイオキシン類（計 2 箇所）

浄水	水質管理センター水質第 1 課 課内給水栓
原水	第 2 疏水取水口

原水は水温・濁度・浮遊物質（SS）・pH値を同時に測定し、浄水は水温・濁度・遊離残留塩素・pH値を同時に測定すること。

(2) 採水方法及び分析方法

ア 採水容器、採水方法及び分析方法は、「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル（改訂版）」（平成19年11月 厚生労働省健康局水道課）に準じること。

イ 採水に必要な器具の用意、試料の採水及び運搬は、受注者が行うこと。

ウ 第 2 疏水取水口での採水は、疏水事務所大津管理棟内に設置された水質自動監視装置から採水すること。

7 注意事項

(1) 試料の採水にあたっては、事前に局職員と、日程・方法について十分な打合わせを行うこと。

(2) 受注者は、本分析委託によって知り得た一切の事項を漏洩してはならない。

(3) 本分析委託において、受注者から納品される報告書にはクロマトグラム・検量線データ・濃度計算書等を含めること。また、検査結果をまとめる際は、ダイオキシン類の毒性当量濃度と最大見積濃度を併記すること。

(4) 本分析委託の結果について、疑義のある場合は、再分析を命じることがある。